

基安安発0929第3号
基安労発0929第3号
令和3年9月29日

公益社団法人全国老人保健施設協会
会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課長
労働衛生課長
(契印省略)

社会福祉施設（介護施設）における労働災害防止に向けたより一層の取組について（協力依頼）
～腰痛、転倒による労働災害が多発しています～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉施設（介護施設）で労働災害が多く発生している状況にあることから、本日付で厚生労働副大臣から、社会福祉施設（介護施設）における労働災害防止に向けたより一層の取組の推進に関して協力の要請（以下「副大臣協力要請」という。）を行ったところです。副大臣協力要請を踏まえた具体的な実施事項については、下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましては、傘下の会員などの関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 現下の労働災害発生状況と防止対策の必要性の周知について（副大臣協力要請事項1）

社会福祉施設（介護施設）における主な特徴は以下のとおりです。別紙を活用した会員、関係者への周知により、労働災害発生状況及びその防止対策の必要性が共有されますようお願いいたします。

- ①サービス系統別では「施設系サービス」を提供する施設が最多であること。
- ②事故の型別で見ると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、「転倒」が最多で、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、「動作の反動・無理な動作」が最多であること。
- ③「動作の反動・無理な動作」を作業別にみると、「介助作業」での被災が84%であり、そのうちベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%で、さらに一人介助での被災が89%であること。
- ④「転倒」を要因別にみると、「滑り」が38%、「つまづき」が37%であり、場所別では「施設内」が58%、「施設外」が36%であること。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項（副大臣協力要請事項2）

（1）企業単位での取組の促進

社会福祉施設（介護施設）の労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いいたします。複数の社会福祉施設を展開する法人においては、各施設の状況を把握し、法人本部主導による法人全体での取組をお願いいたします。

（2）腰痛災害の予防について

社会福祉施設（介護施設）では、転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生しており、両者は相互に関連することがありますので、（5）のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、社会福祉施設のうち介護サービス事業所において労働者の腰痛対策の取組が新たに追加されたことから、当該施設への周知啓発に当たっては、別紙のリーフレット「職場における腰痛予防対策指針を参考に介護職員の腰痛対策に取り組みましょう（介護報酬でも、介護職員の負担軽減の観点から「職場における腰痛予防対策指針」が参考と位置付けられました!）」によりインセンティブ措置として活用を促してください。

※令和3年度介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の1つである「職場環境等要件」に基づく取組に「介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられ、この実施についても、「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

（3）転倒災害の防止

多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いいたします。

- ① 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）
- ② 危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）
- ③ すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

（4）職場における健康づくりや労働者に対する教育・研修等の場の活用

転倒災害や腰痛災害は労働者の作業行動や身体機能等の影響によるところも大きく、事業場における設備的対策のみでは十分に災害防止効果を発揮できないことがあります。このため、職場における健康づくりに関する取組や、労働者に対する教育や研修、業務ミーティング等の場も活用し、災害に遭いにくい健康な体づくりや災害に遭わないような作業行動を労働者一人ひとりが心がけるような気運醸成に取り組んでいただくようお願いいたします。

（5）社会福祉施設（介護施設）の労働災害防止の取組において活用いただけるツール等

各企業において、重点項目に応じ以下のツールを活用願います。

ア 全般的な取組について

- ・「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイ

ラストで構成される「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>

- ・高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

- ・高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金（エイジフレンドリー補助金）

【掲載場所】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

- ・労働者の身体機能と労働災害発生との関連性に着目し、運動習慣の定着や健康づくりを推進するための「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の広報及び運動習慣定着支援等事業」（厚生労働省委託事業）※令和3年10月から参加企業の募集を開始予定

【掲載場所】 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

- ・事業者が、労働者に対する健康測定、健康指導、事業場内の推進スタッフに対する研修等を実施した場合にその費用を助成する「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金」

【掲載場所】 <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1945/Default.aspx>

イ 転倒災害防止の取組について

- ・転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など（STOP！転倒災害プロジェクト）

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

- ・転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）

【掲載場所】 <https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>

- ・厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000836595.pdf>

- ・消費者庁チラシ「毎日が＃転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～」（令和3年10月6日）

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/

- ・消費者庁注意喚起「10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！～転倒事故の約半数は住み慣れた自宅で発生しています～」（令和2年10月8日）

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_040/assets/consumer_safety_cms204_201008_01.pdf

- ・政府広報「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（令和3年6月21日）

【掲載場所】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>

ウ 腰痛災害防止の取組について

- ・職場における腰痛予防対策を進めるために策定された「職場における腰痛予防対策指針」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

- ・腰痛予防対策特設WEBサイト（厚生労働省委託事業）※令和3年10月中旬から運営開始予

定

【掲載場所】 <https://yotsu-yobo.com>

3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と展開について（副大臣協力量請事項3）

社会福祉施設（介護施設）で実施される労働災害防止活動の好事例について、貴団体での好事例の収集と横展開を図っていただくようお願いします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」（URL：

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）を積極的に活用ください。同サイトでは、労働災害統計、各種教材・ツールなどを取り上げるとともに、事業者の皆様に参画いただいて実施する以下の「見える化」等の取組を行っています。

ア 労働災害を無くして、「働く人・企業・家族」が元気になる職場を創るプロジェクトである「安全プロジェクト」（募集期間：随時参加募集中）

（URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>）

イ 事業場等で実施されている労働災害防止活動の「見える化」の事例を募集する『「見える」安全活動コンクール』（今年度の募集は終了。令和4年度は8月から募集予定。）

（URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>）

（別紙）

- ・社会福祉施設の労働災害発生状況
- ・厚生労働省・日本転倒予防学会作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「介護中の転倒に要注意」
- ・リーフレット「介護事業主の皆さまへ 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう」
- ・リーフレット「職場における腰痛予防対策指針」を参考に介護職員の腰痛対策に取り組みましょう（介護報酬でも、介護職員の負担軽減の観点から「職場における腰痛予防対策指針」が参考と位置付けられました！）

社会福祉施設の労働災害発生状況

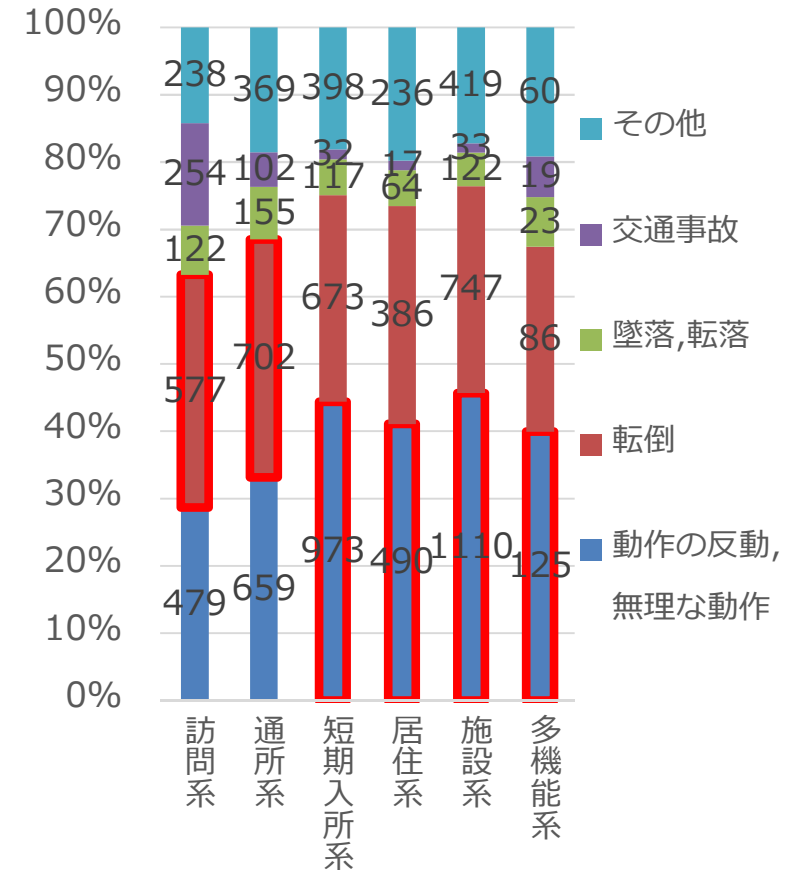
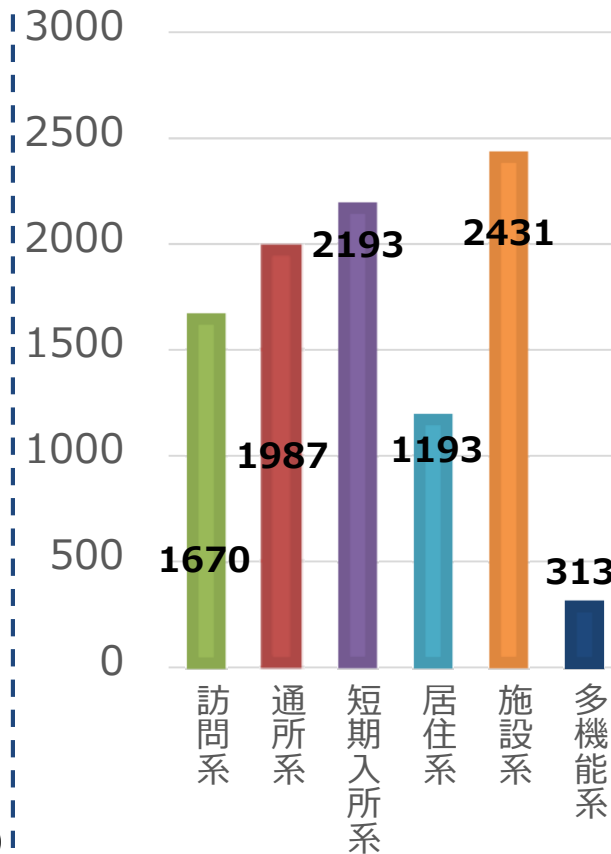
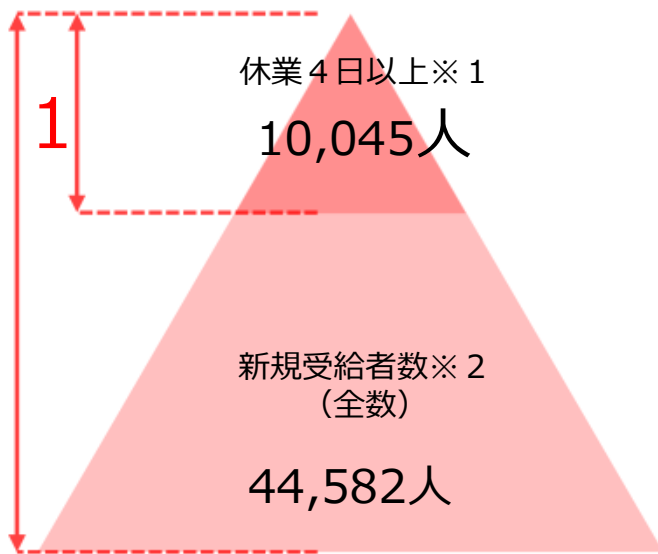
- 社会福祉施設の労働災害（休業4日以上）をサービス系統別で分類すると、施設系サービスを提供する施設が最多
- 事故の型別でみると、訪問系及び通所系サービスを提供する施設では、転倒が最多、短期入所系、居住系、施設系、多機能系サービスを提供する施設では、動作の反動・無理な動作が最多

社会福祉又は介護事業の労働災害発生状況

社会福祉施設のサービス系統別死傷者数

社会福祉施設の業態別・事故の型別死傷者数

全体の労働災害は、
休業4日以上の労働災害の**約4倍**



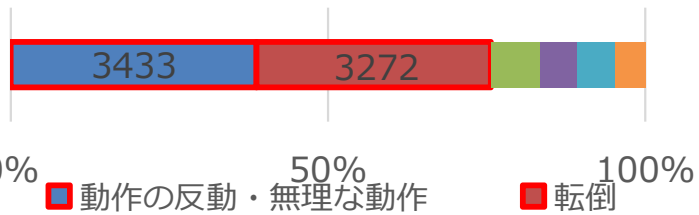
※1 令和元年労働者死傷病報告より
 ※2 令和元年度労働者災害補償保険事業年報より
 (新規受給者数は通勤災害を含む年度単位の集計)

出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上の労働災害10,045件をサービス系統別で分類を行った結果、分類できた6,776件について、事業場のサービス系統別に“延べ件数”（複数のサービスを提供している事業場は各系統でカウント）を集計したもの。提供されているサービスが不明なものを除く。

社会福祉施設における「動作の反動・無理な動作」

- 社会福祉施設における動作の反動・無理な動作を作業別にみると介助作業での被災が84%
- 介助作業をより細かく分類すると、ベッド上での介助作業とベッド移乗作業を合わせて52%
- 介助作業を一人介助か複数人での介助か分類すると、一人介助での被災が89%

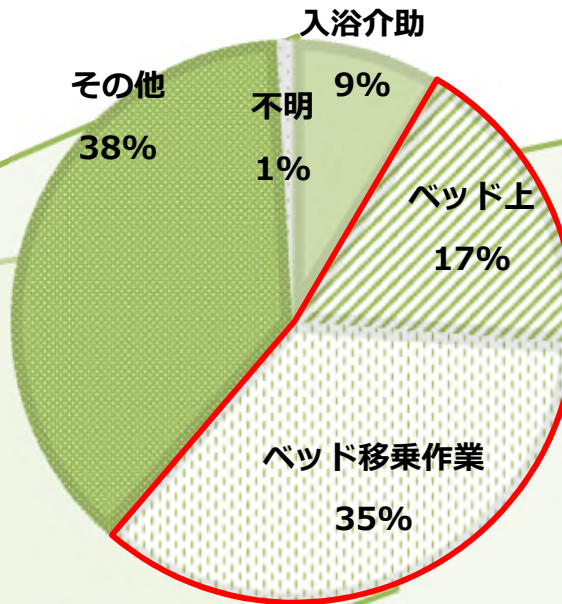
事故の型別



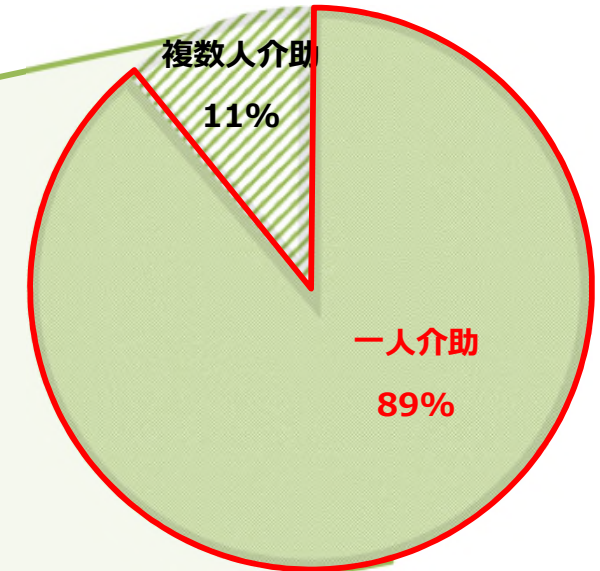
動作の反動・無理な動作が39%、転倒が37%

出典：令和元年労働者死傷病報告より。

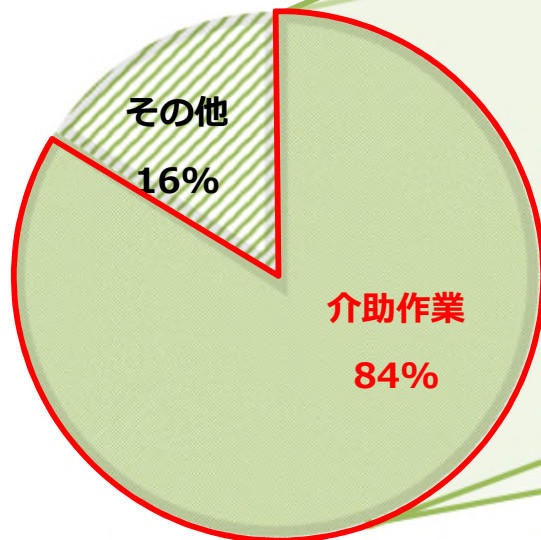
動作の反動・無理な動作 介助作業別



動作の反動・無理な動作
一人介助・複数人介助別



動作の反動・無理な動作 作業別

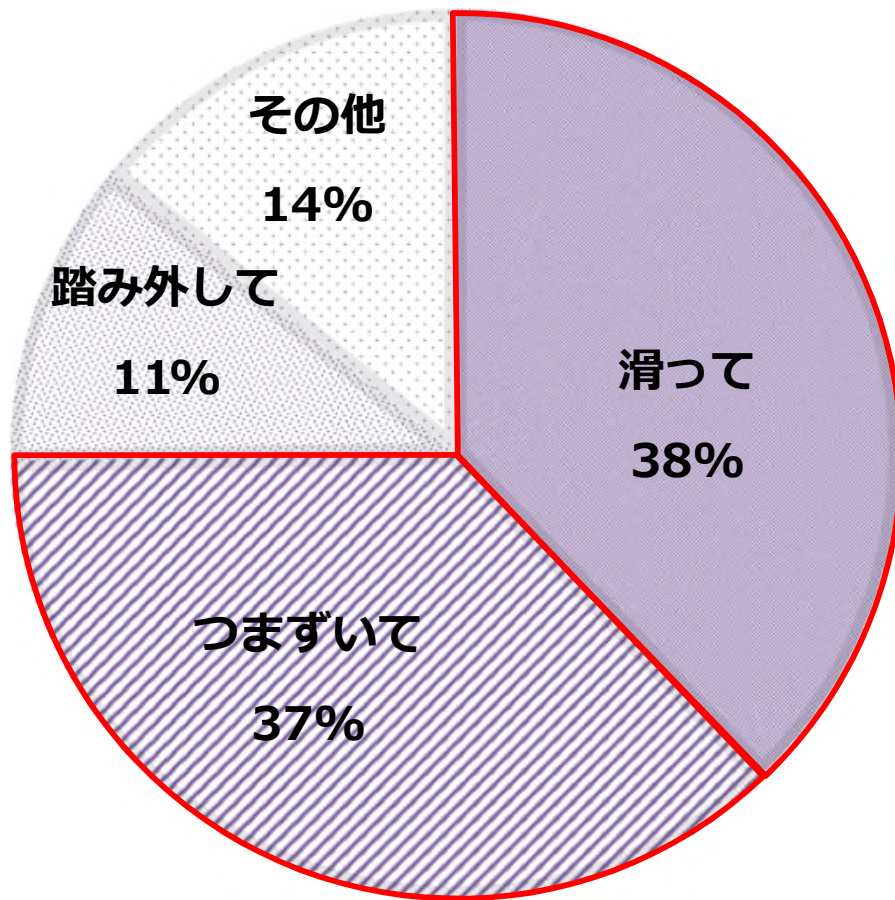


出典：令和元年労働者死傷病報告より。社会福祉施設で発生した休業4日以上労働災害10,045件から抽出した767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの。

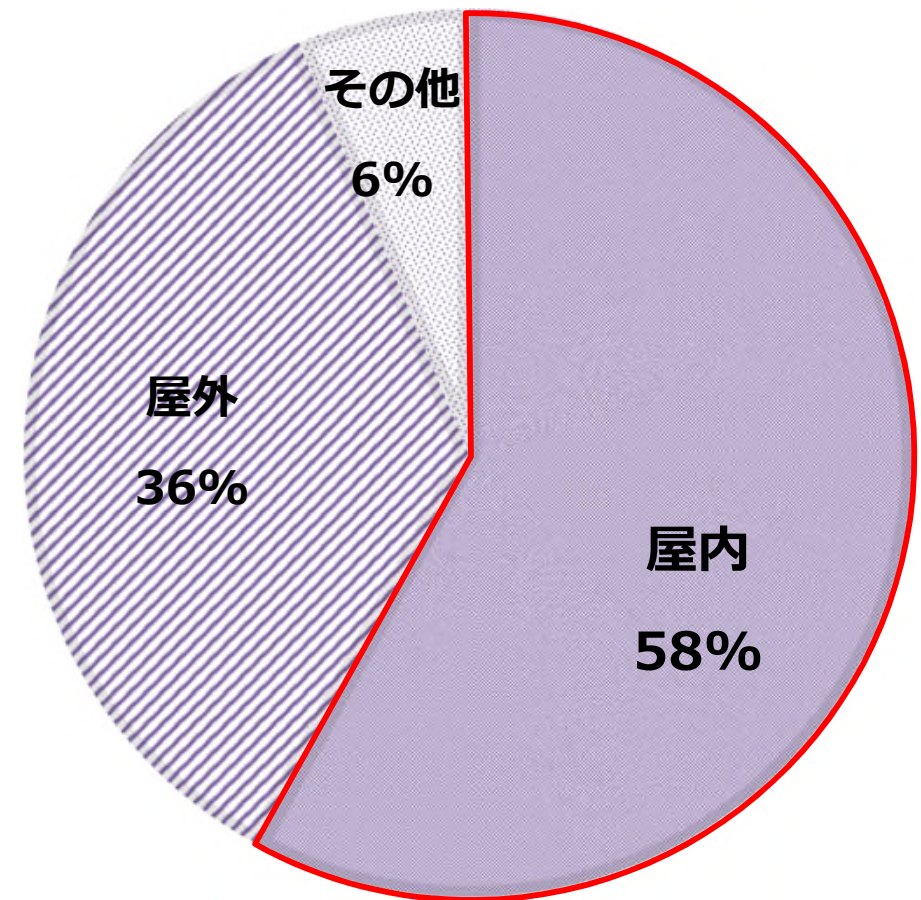
社会福祉施設における「転倒」

- 社会福祉施設における転倒を要因別にみると滑りによるものが38%、つまづきによるものが37%
- 場所別にみると、屋内での転倒が58%、屋外での転倒が36%

転倒 要因別



転倒 場所別



滑り

つまづき

踏み外し

介護中の**転倒**に要注意

てんとう
10月10日は
転倒予防
の日



滑り止め

つけておきたい

口と足

数字で見る
社会福祉施設での転倒

労働災害の
うち転倒

約 **4** 割

休業1か月以上

約 **6** 割

女性

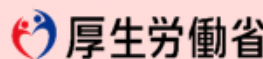
約 **9** 割

50代以上

約 **8** 割

出典：令和元年 労働者死傷病報告より

2015年・転倒予防川柳大賞作品 (東京都 佐川 晶子)



厚生労働省



日本転倒予防学会

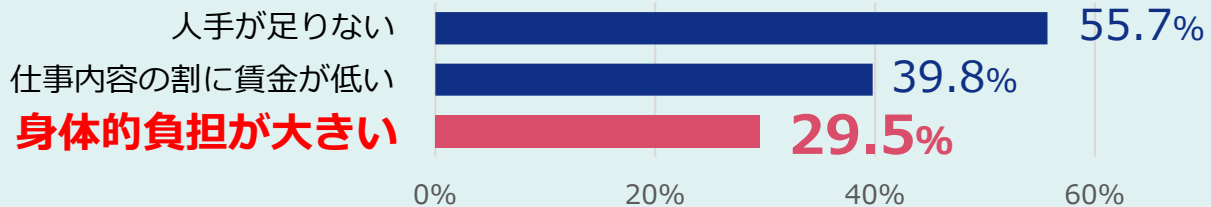
施設長から職員の皆さまへのお願い

介護事業主の皆さまへ

人材確保のためにも 転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

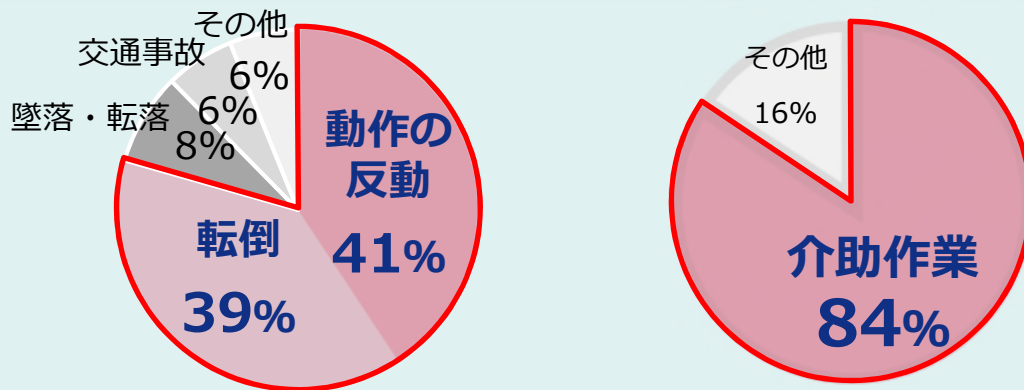
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります



出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より

出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上
の労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう

利用者・職員のため 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



危険箇所の
見える化



持ち物の
制限



作業場所の
清掃



手すりの
設置



一人介助の
禁止



毎日の運動



滑りにくい
靴の着用



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

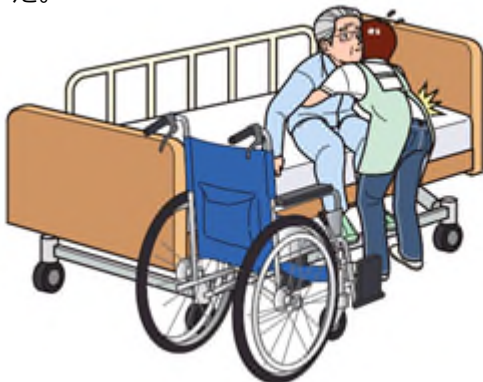
腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。



参考：介護報酬の考え方／令和3年度介護報酬改定の概要

介護報酬の考え方

介護報酬は、事業者が利用者（要介護者または要支援者）に介護サービスを提供した場合、その対価として事業者を支払われるサービス費用です。

介護報酬はサービスごとに設定されています。各サービスの基本的なサービス提供に関する費用（基本報酬）に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて、加算・減算されます。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算も、加算の種類の一つです。

令和3年度介護報酬改定の目的

令和3年4月から介護報酬が改定されました。その目的は以下の通りです。

- 新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図る
- 団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の職場環境等要件※1

職場環境要件の6つの区分 職場環境等要件は、以下の6区分で構成されています。

- 入職促進に向けた取り組み
- 資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
- 腰痛を含む心身の健康管理
- 生産性の向上のための業務改善の取り組み
- やりがい・働きがいの醸成

処遇改善加算の要件

・介護職員処遇改善加算

職場環境等要件の中からいずれか1以上の取り組みを行う

・介護職員等特定処遇改善加算

令和3年度は6区分のうち3区分を選択し、区分ごとに1以上の取り組みを行う

（令和4年度以降は、6つの区分ごとに1以上の取り組み）

職場環境等要件「**腰痛を含む心身の健康管理**」の区分では、以下の項目を求めています。

腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援
	介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

※ 同加算の対象サービス：以下を除く全てのサービス

（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援

腰痛対策実施の参考例示※2

令和3年度介護報酬改定に係るQ&Aでは、以下のとおり「職場における腰痛予防指針」を参考に示されています。

問	職場環境等要件に基づく取り組みとして「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施」が設けられたが、新たに取り組みを行うにあたり参考にできるものはあるか。
答	介護職員の腰痛予防対策の観点から、「 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付基発0618第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添） を公表しており参考にされたい。

※1：「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知）

※2：「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）」（令和3年3月26日 厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）問127